

県共同募金会からの
お知らせ



☎ 099 (257) 3750
URL <http://www.minc.ne.jp/akaihane>

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金運動スタート

今年も皆様のご協力をお願いいたします。

運動期間 10月1日～12月31日

「赤い羽根空の第一便」伝達式

今年で67回目を迎えた赤い羽根共同募金運動の開始にあたり、10月1日午前11時から、毎年恒例の「赤い羽根空の第一便」伝達式が、ANA鹿児島支店の協力のもと、鹿児島市天文館で開催されました。

厚生労働大臣から託されたメッセージと赤い羽根が県知事と鹿児島市長へ、中央共同募金会長のメッセージと赤い羽根が県共同募金会長と鹿児島市共同募金委員長へ、ANAのキャビンアテンダント鎌田さなえさんからそれぞれ手渡されました。

その後、天文館アーケードでボランティアの方々による街頭募金活動が行われました。

共同募金運動は12月31日まで行われます。12月には、共同募金運動の一環として、歳末たすけあい募金も併せて行われます。

今年も皆様方の温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



共同募金への寄付には**税制上の優遇措置**があります。

所得税	寄付金が2千円を超える場合、 税額控除 または 所得控除 を受けることができます。
住民税	寄付金が2千円を超える場合、 税額控除 を受けることができます。
法人税	寄付金全額を 損金算入 とすることができます。

優遇措置を受けるためには確定申告などの手続きが必要です。その際、共同募金会の発行する領収書が必要となります。(なお、災害義援金については取り扱いが異なります。)

※詳しくは、県共同募金会HP (<http://www.minc.ne.jp/akaihane>) をご覧ください。